

○石川縣能登國羽咋郡一ノ宮村大字一宮寺家
大穴持像石神社

縣社
祭神 大穴牟遲命
相殿 少彥名命

本社は神名帳に大穴持像石神社とある神社にして、同考證に「清和天皇貞觀二年六月九日戊子能登國大穴持神宿那彥神像石神二前並列官社」と見え、又三代實錄にも右の由を記せり、同神は即ち大己貴神のことにして、何故に當所に創立せられしか其の所以を明にせず、能登國名勝志に、當社は一ノ宮の山頂にありと、即ち一ノ宮は國幣中社氣多神社の事にして、今も尙當社其攝社として其地に鎮座し、士民の崇敬極めて隆也、始め當國の領主畠山義元明應八年十二月二十四日田地二千九百十刈畑四ヶ所等を寄進し、且本殿及大門通路に至る迄營繕あり、其後又領主前田家に於て代々氣多神社と同様社殿鳥居等の營繕ありし事、當社記録及明細帳に記せり、而して當社は往古より氣多神社攝社にして、大穴持像石神社と稱し來りしが、明治六年石川縣に於て頂社と改稱し、同十年三月二十一日内務省より更に氣多神社攝社と確定せられ、社號も亦舊に復せり。建物は社殿、拜殿、幣殿、神饌所あり、境内三百九十三坪(官有地第一種)を有し、參詣人常に絶ゆる事なし。

例祭日 四月十八日
會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
指定年月日 告示第百十六號
氏子戸數 百〇三戸
崇敬者員數 未詳

○石川縣能登國羽咋郡羽咋町大字羽咋
縣社 羽咋神社

祭神 石撞別命
相殿 石城別命 弟苺幡刀辨命

當社は垂仁天皇の皇子石撞別命及王子王孫なる羽咋國造を祭れる神社にして、當郡中に於ける最も大切な始祖の神とす、神名帳に羽咋神社とありて、祭神石撞別命は日本紀三十四年春三月の條に「喚綺戸邊納子後宮生磐衝別命是三尾君之始祖也、先是娶山背苺幡戸邊生三男云々」とあり、又相殿石城別命は神名帳考證に

「神撞別命(亦名石撞別命)國造本紀云羽咋國造泊瀬朝倉御世三尾君祖、石撞別命兒石城別王定賜國造、又舊事記に

「羽咋國造 雄略朝三尾君祖石撞別命兒石城別王定賜國造」

とありて、祭神石撞別命の兒石城別命の羽咋國造なる事知らる、又姓氏録を見るに、羽咋君は垂仁天皇皇子磐衝別命之後也亦名神撞別命ともあり、而して石撞別命及羽咋國造を當社に祭祀する所以は、諸記録によるに、垂仁天皇の御代古志の蝦夷肅慎滿洲などの土寇、今の陸奥出羽より北陸道地方を侵し、かば、命のすぐれて勇武絶倫なるを以て、勅して北陸の藩鎮たらしめらる、命當國に下り、要害の地に城堡を築き、壯丁を集め、武事を奨め、以て、諸寇を戡定し、事平らぐの後迄久しく是土に留り、衆庶を撫育し給ひしかば、是より風雨順に百穀豐熟し、風俗淳に庶民安堵す、かくて在治九十三年百五十八才にして薨去せられしかば、人民其德を慕ひ、